

高松市中央卸売市場青果棟フロン排出抑制法に基づく点検等業務委託仕様書

1 業務の概要

1 業務委託名

高松市中央卸売市場青果棟フロン排出抑制法に基づく点検等業務委託

2 履行場所

高松市朝日町三丁目 8 番 2 5 号 高松市中央卸売市場青果棟

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 点検対象機器

1 簡易点検対象機器は別紙「機器表」、配置図は別紙「平面図」のとおり。

2 定期点検対象機器は下表、配置図は別紙「平面図」のとおり。

記号	型名	種別	台数	製造会社
R-101	CAV-MP-2000B-P-BSG	空気熱源 ヒートポンプ ユニット	1 台	三菱電機(株)
R-102	CAV-MP-2000B-P-BSG		1 台	
ACP-C-1	PUHY-P560DMG9-BSG	空調設備 室外機	6 台	
ACP-C-2	PUHY-P450DMG9-BSG		6 台	
ACP-C-3	PUHY-P400DMG9-BSG		1 台	
ACP-C-4	PUHY-P450DMG9-BSG		7 台	
ACP-C-5	PUHY-P560DMG9-BSG		5 台	
ACP-C-7	PUHY-P400DMG9-BSG		3 台	
ACP-C-8	PUHY-P670DMG9-BSG		1 台	
ACP-C-9	PUHY-P900DMG9-BSG		1 台	
ACP-3	PUHY-P335DMG9-BSG		1 台	
ACP-4	PUHY-P1400DMG9-BSG		1 台	
ACP-5	PUHY-P670DMG9-BSG		1 台	
ACP-6	PUHY-P950DMG9-BSG		1 台	
ACP-7	PUHY-P400DMG9-BSG		1 台	
ACP-8	PUHY-P335DMG9-BSG		1 台	
ACP-9	PUHY-P500DMG9-BSG		1 台	
空気熱源ヒートポンプユニット、空調設備室外機合計			3 9 台	

(設置場所：中央棟 屋上)

記号	型名	種別	台数	製造会社
ACP-C-1-1	PLFY-P112HMG9	空調設備 室内機	3 0 台	三菱電機(株)
ACP-C-2-1	PLFY-P112HMG9		2 4 台	
ACP-C-3-1	PLFY-P112HMG9		3 台	
ACP-C-4-1	PLFY-P112HMG9		2 8 台	
ACP-C-5-1	PLFY-P112HMG9		2 5 台	
ACP-C-7-1	PLFY-P90HMG9		1 2 台	
ACP-C-8-1	PLFY-P112HMG9		6 台	
ACP-C-9-1	PLFY-P112HMG9		7 台	
ACP-3-1	PKFY-P56LMG9		6 台	
ACP-4-1	PLFY-P71HMG9		1 0 台	
ACP-4-2	PLFY-P80HMG9		4 台	
ACP-4-3, 4	PLFY-P140HMG9		2 台	
ACP-4-5	PLFY-P112HMG9		1 台	
ACP-5-1	PLFY-P112HMG9		4 台	
ACP-5-2	PLFY-P160HMG9		1 台	
ACP-6-1	PLFY-P71HMG9		7 台	
ACP-6-2	PLFY-P140HMG9		1 台	
ACP-6-3	PLFY-P112HMG9		1 台	
ACP-6-4	PLFY-P80HMG9		1 台	
ACP-6-5, 6	PLFY-P36LMG9		2 台	
ACP-7-1	PLFY-P90HMG9		3 台	
ACP-7-2	PLFY-P71HMG9		2 台	
ACP-8-1	PLFY-P71HMG9		4 台	
ACP-9-1	PLFY-P90HMG9		4 台	
ACP-9-2	PLFY-P28HMG9	2 台		
空調設備室内機合計			1 9 0 台	

(設置場所：各事務所内)

記号	型名	種別	台数	製造会社
LAC-W-11	LSVLP10CD	低温用エアコン	1台	ダイキン工業(株)
低温用エアコン合計			1台	

(設置場所：1階西棟)

3 点検内容

フロン排出抑制法に基づく簡易点検及び定期点検とし、システム漏えい点検、間接法及び直接法による定期点検を行なうこととする。（当点検は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項の規定に基づく経済産業省・環境省告示第13号（平成26年12月10日）に係る定期点検とする。）

簡易点検及び定期点検は年に1回実施するものとし、実施時期は発注者と協議の上実施することとする。

また、チラー及び外調機については、下記の点検項目について点検を実施するものとする。

（1）チラー（CAV-MP-2000B-P-BSG 三菱電機㈱）

構成機器	点検内容
ユニット	断熱材・吸音材等の剥離、錆、ボルト・ねじ類の緩み
圧縮機	異音、振動、端子の緩み 絶縁抵抗の測定
保護装置	作動確認
空気熱交換器	汚れ、腐食
水熱交換器	冷水の汚れ、水圧、漏水
その他	ガス漏れ検査、電気系統の確認（リレー試験、絶縁抵抗等）

（2）外調機（MPH-18RT クボタ空調㈱）

構成機器	点検内容
ファン	ゴミの付着、バランス、錆
シャフト	軸受け部の摩耗、振れ、錆
ファン軸受け	異音、振動、発熱、ボルト・ビス類の緩み
プーリー	溝の摩耗、ビス類の緩み、芯ずれ
Vベルト	摩耗、傷、テンション
モーター	異音、発熱、振動、結線端子部の緩み
コイル	フィンの目詰まり、水漏れ、錆
外板パネル	汚れ、錆
フレーム	汚れ、錆、塗装劣化
ドレンパン	排水溝ゴミ詰まり、水漏れ、錆
プレフィルター	目詰まり、汚れ具合、破れ、清掃
中性能フィルター	目詰まり、汚れ具合

防振スプリング	異音、破損
スクロールダンパー	操作のスムーズさ、固着、錆
インレットベーン	操作のスムーズさ、固着、錆

4 定期点検実施者

専門点検及び定期点検について、フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷凍冷蔵機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者が、検査を自ら行い又は検査に立ち会うこととし、資格については次のとおりとする。

（参照：環境省・経済産業省 フロン排出抑制法FAQ（令和6年6月）別紙2に記載）

（1）冷媒フロン類取扱技術者

（上記の点検機種を確認の上、点検可能資格の有無を確認すること。）

（2）一定の資格等を有し、かつ、点検に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者

（3）十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者

5 業務実施に当たっての留意事項

（1）点検に当たっては、事前に受注者は発注者に連絡し、市場管理課職員の立会いのもとに実施すること。

（2）市場運営に支障をきたさないよう留意すること。

（3）万が一、本点検業務が原因で機器の作動に不具合が生じた場合、その不具合に対し無償で対応すること。

（4）この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項は、市場管理課担当者と協議のうえ決定すること。

6 報告書

受注者は、点検業務終了後、速やかに当該点検を記載した報告書を作成し、発注者に提出する。なお、報告書様式については自社様式を使用すること。報告書の提出に当たっては、点検作業実地時の写真（カラー、日付入り）を添付すること。

7 支払条件

完了払（業務完了の検収合格後、適法の請求があった日から起算して30日以内に支払いをする。）

8 労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保

(1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

(2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

(3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

(4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

(5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

(6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

9 その他

(1) 業務に伴う施設利用

駐車場の利用

(2) 作業の実施に当たり、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその責めに任ずるものとする。

(3) 作業を実施するに当たり、必要な器材は、すべて受託者において配置すること。